平成２７年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目21番24号（コーポトキ201号）
債務者　仮屋　晴代
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５９号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2053番地１　コーポ宮崎202
債務者　川畑　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
徳島県徳島市中通町１丁目33番地　302号、旧住所徳島県徳島市南内町１丁目19番地の１
債務者　福井　鈴美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１５号
福井市下江守町第16号25番地29
債務者　尾山　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
福井県越前市馬上免町第１号４番地　市営住宅52号、旧住所福井県越前市府中１丁目13番39号
債務者　ステーキハウス蔵こと　川合　清繁
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
福井市順化２丁目24番７号
債務者　河添　里紗（旧姓阿曽沼）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
福井市日光２丁目17番12号　レジデンスフルサキ302
債務者　野村　楯男
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
福井市西開発３丁目313番地　ガーデンハイムノサカ303、旧住所神奈川県相模原市南区相模大野５丁目32番３号　関口ハイム２号室
債務者　三上　　勲
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
長野県塩尻市大字広丘高出1597番地６　アンバーリーフ201
債務者　金沢　　陽
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８７号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目16番15―103、住民票上の住所兵庫県川西市小花２丁目26番４号
債務者　佐々木満惠
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目11番４―103号
債務者　野﨑さゆり
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
兵庫県宝塚市中山寺１丁目17番12号　林ハイツ205
債務者　梅本　明美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
山口県岩国市周東町下久原982番地、住民票上の住所山口県岩国市周東町下久原622番地２
債務者　坂本　直美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１１４号
徳島県鳴門市撫養町岡崎字二等道路西59番地
債務者　金谷ミヤ子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６９号
徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬西ノ越36番地19、旧住所徳島県板野郡松茂町広島字北ノ川３番地４
債務者　田中　清子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８８号
徳島県吉野川市川島町**乗**村305番地１　澤田ハイツ302、旧住所徳島県吉野川市川島町**乗**村2596番地
債務者　山下　可奈
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部